

## インターネットでの確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

金額等を入力してね

**自分で簡単に申告書が作成できる**

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送などで提出 **書面提出**

作成した申告書などのデータは、印刷して税務署に郵送などで提出することができます。

インターネットで送信 **e-Tax**

国税電子申告・納税システム e-Taxならこんなにいいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付金がスピーディー

確定申告で不明な点は、税務署や市役所税務課または各支所で記載方法などの相談を行っていますので、必要な書類を準備してお越しください。

毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

**問 税 務 課 ☎050(3381)5023**  
**島原税務署 ☎0957(62)3281**  
(自動音声でご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」

## 申告に必要なもの

- 印かん
- 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書
- 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書(平成27年1月1日～12月31日の支払日付のもの)を個人別、病院別に支払金額を集計してください。
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)

## 税務署職員による出張相談

- 受付時間：午前9時～午後4時
- 受付会場：確定申告会場と同じになります。

期 日	受 付 会 場
2月16日(火)	口 之 津 庁 舎
2月17日(水)	総合福祉センター「希望の里」
2月19日(金)	有 家 庁 舎
2月23日(火)	南 有 馬 庁 舎
2月24日(水)	西 有 家 庁 舎

## 島原税務署からのお知らせ

### 平成27年分の申告期限と納期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)
- 個人事業者の消費税および地方消費税 3月31日(木)

島原税務署では、確定申告相談会場を2月16日(火)から開設します。

※土・日曜日および祝日は休みです。  
【受付時間】午前9時～午後4時  
※申告相談の受付は、原則として午後4時までとしていますが、受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。  
※所得税の還付申告は1月から提出することができます。  
※相談会場は毎年大変混雑します。申告書を書面で提出される人は郵送でお早めにお問い合わせいたします。

# 確定申告

申告期間

2月16日(火)～  
3月15日(火)

## 所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

8・9ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。早めの準備と、やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします(土日は休みとなります)。

## 市県民税の申告

### ◎申告が必要な人

原則として、平成28年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の(1)から(3)に該当する人を除き申告が必要です。国民健康保険加入世帯においては保険税減額判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- (1)税務署へ確定申告をした人
- (2)前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人
- (3)前年中の所得が公的年金のみの人

※(2)、(3)の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。

## 所得税の確定申告

### ◎申告が必要な人

- (1)平成27年中の合計所得が、各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計を超える人
- (2)給与の年収が2,000万円を超える人
- (3)土地や建物などを売った人
- (4)1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- (5)2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人
- (6)公的年金収入がある人で、次のいずれかに該当する人
  - ・公的年金等の収入が400万円を超える人
  - ・公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円を超える人
- (7)ふるさと納税ワンストップ特例制度について、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告などを行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなります。申告をする場合は、寄附金に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

※復興特別所得税の記載もれにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。